

京都市生涯学習総合センター条例の一部を改正する条例（平成21年10月13日京都市条例第19号）（生涯学習総合センター事業部総務課）

京都市生涯学習総合センターの展示ホールの利用者数の減少に伴い、これを廃止することとしました。

この条例は、平成21年11月1日から施行することとしました。

京都市生涯学習総合センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成21年10月13日

京都市長 門川 大作

京都市条例第19号

京都市生涯学習総合センター条例の一部を改正する条例

京都市生涯学習総合センター条例の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「，展示ホール」を削る。

第2条第1項第3号，第6条及び第12条中「展示，」を削る。

別表第1 展示ホールの項を削り，同表備考1中「，「1日」とは午前9時から午後5時までを」を削り，同備考2を削り，同備考3を同備考2とする。

別表第2 公民館，視聴覚センターの視聴覚室及びホール並びに分館の項及び展示ホールの項を次のように改める。

公民館，視聴覚センターの視聴覚室及びホール並びに分館	午後の使用料の額の3分の1に相当する額	夜間の使用料の額の5分の2に相当する額
----------------------------	---------------------	---------------------

附 則

この条例は，平成21年11月1日から施行する。

(生涯学習総合センター事業部総務課)